

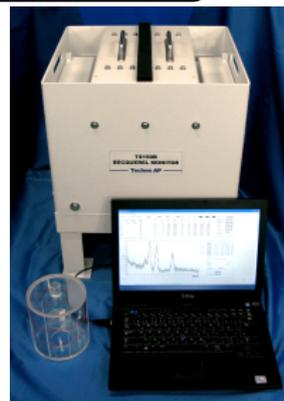
自家用野菜等の放射性物質濃度を測定しています

現在、厚生労働省の定める基準値を超える食品は、市場に流通しないこととなっております。

しかし、家庭菜園の野菜や井戸水等については、市場に流通することなく食卓に並ぶ可能性があるため、村では皆様の不安払拭のために、独自に放射能の簡易測定器を導入し、平成23年11月より測定を行っております。

測定は無料ですのでぜひご利用下さい。

なお、お申込の際は事前のご予約をお願いします。



<p>お申込について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆電話又は窓口で、測定日時のご予約をお願いします。 ※土壌については、役場職員が採取に伺いますので、予約時に採取希望日をお知らせ下さい。 ◆東海村放射性物質濃度測定申込書に必要事項をご記入下さい。 申請書は窓口でご記入いただくか、予め村HPで申請書をダウンロードし、必要事項をご記入のうえご持参下さい。 URL http://www.vill.tokai.ibaraki.jp <p>【受付時間】</p> <p>午前： 9：00から12：00 午後：13：00から16：00</p>
<p>検体について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆測定に必要な検体(概ね700g以上)をお持ちいただきます。 ◆測定時間は1検体あたり約1時間です。 ◆測定後の検体については、お持ち帰りいただきます。 ※基準値を超える食品について、詳細測定を実施する場合があります。
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆村内在住の方、村内に田畑・井戸を所有する方 ※測定結果(地点、品目、測定値)については、村HP等で公表いたしますので、予めご了承願います。
<p>対象品目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆村内で生産された農産物(野菜、果樹、穀類等) ◆村内の井戸水及び田畑・家庭菜園の土壌 ※お店などで販売されている食品及び公園・宅地等の土壌、側溝の汚泥等は対象外といたします。

【参考】放射性セシウムの基準値

食品群	基準値(単位：ベクレル/kg)
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

※平成24年4月1日から施行

【測定の受付及びご予約申込先】

東海村役場 2階 測定室
TEL 029-282-1711(代) 内線 1266

【お問合せ先】

東海村経済環境部原子力安全対策課
TEL 029-282-1711(代) 内線 1518